

大野市ホームページ広告掲載取扱要綱

(平成21年3月30日告示第52号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市が作成するホームページ(以下「市ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載者の資格)

第2条 市ホームページに広告の掲載をすることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 法人その他の団体及び事業を営む個人で、市内に本社、支店、営業所、店舗その他の事業所を有し、市税の滞納がないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 市ホームページに掲載する広告(以下「広告」という。)は、広告の掲載内容又はリンク先(以下「掲載内容等」という。)が市ホームページとしての品位及びイメージを損なわないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- (6) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの
- (7) 虚偽、誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (8) 掲載内容等に関して市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 情報の真偽及び出所が明確でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告として適当でないと認めたもの

(広告枠)

第4条 広告を掲載する場所（以下「広告枠」という。）は、市ホームページの中で市長が指定した位置とする。

2 広告枠の数は、おおむね6枠とする。

3 広告枠のうち広告を掲載する上又は左からの順序（以下「掲載順」という。）は、第8条の規定により掲載を決定したものの中から、第2条第1号に規定するものを上位とし、第7条第1項に規定する申込書の提出があった順序に従い、市長が定める。ただし、市ホームページの作成上、支障があると認めるときは、掲載順を変更することができる。

（規格）

第5条 広告は、リンク先を設定した画像（以下「バナー」という。）とする。

2 バナーの大きさは、1枠当たり縦50ピクセル・横160ピクセルとする。ただし、広告の容量は、1枠当たりおおむね8キロバイト以下とする。

3 バナーの形式は、GIF形式、JPEG形式又はPNG形式とする。ただし、アニメーションその他点滅及び動きがあるものを除く。

（募集の方法等）

第6条 広告の募集は、公募とし、広報紙、市ホームページその他の媒体に記載することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、第2条各号に掲げるものに対する案内、広告会社への委託その他の公募によらない方法により広告の募集を行うことができる。

（掲載の申込み）

第7条 広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、大野市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

2 申込者は、申込書の提出に当たり、6月を限度として複数月の申込みをすることができる。ただし、引き続き申込みすることを妨げない。

3 同一の申込者が申し込むことができる広告枠の数は、1枠とする。

（掲載の決定）

第8条 市長は、申込書の提出があったときは、速やかに広告の掲載の可否を決定し、申込者に大野市ホームページ広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により

通知するものとする。

(掲載の順序)

第9条 市長は、前条の規定により広告の掲載の可否を決定するに当たり、申込者が広告枠の数を超えているときは、次に掲げる順序に従い、掲載する広告を決定するものとする。

(1) 市内に事業所を有するものの広告

(2) 前号に掲げる広告以外の広告

2 前項の規定によってもなお決定しがたいときは、抽選によるものとする。

(掲載期間)

第10条 広告の掲載の期間(以下「掲載期間」という。)は、1月を単位とし、複数月の申込みがあった場合は、掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)は、広告を掲載する月の第1日とし、広告の市ホームページへの追加は、掲載開始日の正午までに行うものとする。

3 広告の掲載を終了する日(以下「掲載終了日」という。)は、広告を掲載する月の最終日とし、広告の市ホームページからの削除は、掲載終了日の翌日の正午までに行うものとする。

(バナー)

第11条 バナーに関する一切の責任は、広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)が負うものとする。

2 バナーの作成に関する一切の費用は、広告主の負担とする。

3 バナーに使用するイラスト、写真、ロゴその他の意匠については、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料その他の費用が発生する場合は、広告主の負担とする。

4 市長は、バナーに関する意匠及び内容については、市ホームページの品位及びイメージを損なうことのないよう広告主と調整するものとする。

(掲載料)

第12条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1月当たり10,000円とする。

2 広告主は、市長が指定する日までに掲載料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(掲載料の還付)

第13条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げること(以下「掲載の取下げ」という。)ができる。

2 広告主は、前項の規定により掲載の取下げを行うときは、大野市ホームページ広告掲載取下げ申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。

(掲載の取下げの決定)

第15条 市長は、前条第2項の申請があったときは、速やかに審査し、掲載の取下げの可否を決定するものとする。

2 市長は、掲載の取下げの可否を決定したときは、申込者に大野市ホームページ広告掲載取下げ可否決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(掲載内容等の変更)

第16条 広告主は、掲載期間が複数月の場合は、掲載内容等を、1月を単位として変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により掲載内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ市長と協議するものとし、大野市ホームページ広告掲載内容等変更申請書(様式第5号)により、市長に申請しなければならない。

3 前条の規定は、前項の掲載内容等の変更の申請があった場合について準用する。

(掲載の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為をしたとき。

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3) 広告主が掲載料を納入しなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、広告の掲載に支障があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による決定の取消しにより生じた広告主の損害について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

大野市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

大野市長 殿

申込者 住 所
団体名・事業所名
代表者名 印
業種
電話番号（ ） -
E-mail
担当者名

大野市ホームページ広告掲載取扱要綱第7条の規定に基づき、広告の原稿を添えて下記のとおり申し込みます。

また、申込みに当たり、私（当社）の大野市税納付状況について調査することに同意します。

記

1 広告掲載を希望する掲載期間

年 月 日～ 年 月 日

2 広告の原稿（バナー）

別添のとおり

3 遵守事項

大野市ホームページ広告掲載取扱要綱の規定を遵守します。

様式第2号（第8条関係）

大野市ホームページ広告掲載可否決定通知書

年 月 日

殿

大野市長

年 月 日付けで申込みのあった大野市ホームページへの広告掲載について、下記のとおり掲載（する・しない）ことに決定したので、大野市ホームページ広告掲載取扱要綱第8条の規定により通知します。

記

1 掲載内容

掲載期間 年 月 日～ 年 月 日

掲載料金 円

（内訳）1枠10,000円× 月分＝ 円

2 掲載料金の納入期限 納入通知書に記載

3 掲載条件

大野市ホームページ広告掲載取扱要綱のとおり

4 掲載しない場合の理由

様式第3号(第14条関係)

大野市ホームページ広告掲載取下げ申請書

年 月 日

大野市長 殿

申込者 住 所

団体名・事業所名

代表者名

印

電話番号 () -

E-mail

担当者名

年 月 日付けで掲載決定のあった大野市ホームページへの広告について、下記のとおり掲載を取り下げたいので、大野市ホームページ広告掲載取扱要綱第14条第2項の規定により申請します。

記

1 広告掲載を取り下げる日

年 月 日

2 広告掲載を取り下げる理由

大野市ホームページ広告掲載取扱要綱の規定により、納付済みの掲載料は還付しない。

様式第4号（第15条関係）

大野市ホームページ広告掲載（取下げ・内容等変更）可否決定通知書

年 月 日

殿

大野市長

年 月 日付けで申込みのあった大野市ホームページへの広告掲載の（取下げ・内容等変更）について、下記のとおり（可・否）と決定したので、大野市ホームページ広告掲載取扱要綱（第15条・第16条）の規定により通知します。

記

- 1 広告の掲載を取り下げる日又は内容等を変更する日

年 月 日

- 2 広告の掲載内容等の概略（内容等変更のみ）

変更前

変更後

- 3 掲載条件

大野市ホームページ広告掲載取扱要綱のとおり

- 4 認めない場合の理由

様式第5号(第16条関係)

大野市ホームページ広告掲載内容等変更申請書

年 月 日

大野市長 殿

申込者 住 所
団体名・事業所名
代表者名 印
業種
電話番号 () -
E-mail
担当者名

年 月 日付けで掲載決定のあった大野市ホームページへの広告について、下記のとおり掲載内容等を変更したいので、大野市ホームページ広告掲載取扱要綱第16条第2項の規定により申請します。

記

1 広告の掲載内容等の変更を希望する日

年 月 日

2 広告の掲載内容等の概略(バナーを変更するときは、その原稿を別添すること)

変更前

変更後

3 広告の掲載内容等を変更する理由

4 遵守事項

大野市ホームページ広告掲載取扱要綱の規定を遵守します。